令和8年度 相模原市

子育てのための施設等利用給付(預かり保育料の無償化)についてのお知らせ (施設型給付幼稚園・認定こども園で教育・保育給付支給1号認定を申請される方へ)

預かり保育を利用されている方が無償化の対象となるには、1 号認定に加えて、保育の必要性の認定【子 育てのための施設等利用給付認定(新2号)もしくは(新3号)】を受ける必要があります。なお、教育時 間のみのご利用の場合は、別に配布した教育・保育給付支給認定申請書のみ園へ提出してください。

1 対象となる方

次の①②③に該当する小学校就学前までの子ども

- 令和2年4月2日から令和6年4月1日の間に生まれている。 (1)2 教育・保育給付支給**1号認定**で在籍する(在籍している)。
- 申請保護者(配偶者)に『3 保育を必要とする事由、必要書
- 3 類及び給付認定期間について』に記載の保育事由がある。

☆令和8年度の年齢別クラス年齢

クラス年齢	生年月日
満3歳児	令和5年(2023年)4月2日~令和6年(2024年)4月1日
3歳児	令和4年(2022年)4月2日~令和5年(2023年)4月1日
4歳児	令和3年(2021年)4月2日~令和4年(2022年)4月1日
5歳児	令和2年(2020年)4月2日~令和3年(2021年)4月1日

○給付認定保護者について

給付認定は、市内に居住し、児童を監護している(生活面や経済面で児童の面倒を見ている)保護者からの申 請により市が認定を行います。認定を受けることとなった場合、給付認定申請書の「申請保護者」欄に記載のあ る保護者が「給付認定保護者」となります。

- ・給付認定通知等は、全て「給付認定保護者」宛に送付します。
- ・申込内容や世帯状況に変更が生じた場合は、「給付支給認定保護者」による手続きが必要です。
- ※今回の申請に係る児童やきょうだい児で以前に認定を受けている場合は、「申請保護者」欄には同じ方を記入し てください。

2 給付認定(申請)区分と提出書類

「子育てのための施設等利用給付認定申請書(法第30条の4第1号・第2号・第3号)」に記入し、添付書類(必 要な世帯のみ)を添えて、お通いの幼稚園が指定する期日までに園へ提出してください。

【認定(申請)区分】	申請可能クラス年齢	提出書類	無償化対象額
② 2号 (新2号認定)	3歳児~5歳児	・子育てのための施設等利用給付認定申請書 ・保育を必要とする事由が確認できる書類	日額 450 円×利用日数 (上限 11,300 円)
③3号 (新3号認定)	満3歳児 (市区町村民税非課税 世帯※1)	・子育てのための施設等利用給付認定申請書・保育を必要とする事由が確認できる書類・市区町村民税非課税証明書	日額 450 円×利用日数 (上限 16,300 円)

- 「③3号(新3号認定)」を申請する方は、P4「●必要に応じ提出が必要な書類」を確認し、非課税 **※** 1 であることを証する書類(市区町村民税非課税証明書)を添付してください。父母の収入が基準額に満たな い場合は、同居している祖父母のいずれか税額の高い方を合算して非課税世帯であるかを確認いたします。 該当する場合には、祖父母の税資料の調査もしくは提出を依頼することがあります。
- ※2 就労等の理由により予め『保育の必要性の認定』が必要となりますので、『5 保育を必要とする事由、 必要書類及び給付認定期間について』をご確認いただき、必要書類の準備をお願いします。必要書類が期日 に間に合わない場合は、申請書の「後日提出する書類」欄に提出予定日等を記入のうえ、先に「認定申請書」 のみを提出してください。必要書類が整い次第、お通いの園もしくは所管の子育て支援センターにご提出く ださい。なお、必要書類が整わない場合は認定が受けられないこともございますので、ご注意ください。

利 用 開 始 日 の 前 月 1 0 日 ま で に 手 続 き し て く だ さ い 。

3 保育を必要とする事由、必要書類及び給付認定期間について

すべての必要書類が提出されない場合、利用給付認定ができません。

また、必要に応じその他の書類等の提出を依頼することがあります。

保育を必要とする事由	必要書類	給付認定期間 (いずれも利用児童が小学校に入学する年の3月末日ま での範囲内)
就 労	(1)就労証明書(指定用紙) ※自営の場合は事業主が証明してください。 (2)自営業等就労状況報告書 ※自営業等の場合に提出が必要です。 (1)(2)ともに、不足する場合はコピーするかホームページからダウンロードしてください。	月64時間以上の就労が継続する期間 ※就労時間が1か月に64時間以上(例:1日あた り4時間以上、かつ、就労日数が月に16日など) であることが認定基準となります。就労を開始した 場合であっても、この認定基準に満たない場合には 就労のために保育を必要としているとは認められ
育児休業後、 <u>入園までに</u> 従前の職場に復帰する	就労証明書(指定用紙) ※就労状況に加え、就労証明書内 No. 8・9・1 1 への記載が必要です。 ※復職後2週間以内に、再度、復職日の記載のある 就労証明書の提出が必要です。	ません。 ※入園以降に育児休業から復職する場合は、復職日から認定開始となります。
就労の内定 (起業準備を含む)	就労証明書(指定用紙) ※自営業の場合は事業主が証明してください。	利用開始日から90日を経過する日が属する
求職活動	なし。就労を開始した場合、給付認定期間が終了する月の15日までに 就労証明書 を提出してください。	月の末日までの範囲内で、就労を開始するまでの期間
妊娠・出産	母子健康手帳の写し (表紙と出産予定日がわかるページ) ※他の保育を必要とする事由がある場合はその事 由で必要となる書類を合わせて提出	出産予定月と前後2か月ずつの最長5か月間 ※出産予定日より遅れて出産した場合には、給付認定期間 を延長できる場合がありますので、担当課に相談してくだ さい。
病気・けが・障害等	診断書、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳等、該当するものの写し	 診断書等に基づき市長が必要と認める期間 ※病気・けが等を事由とする給付認定の期間は、診
同居または 長期入院している 親族等の介護	被介護者の診断書(常時介護を必要とする旨及びその期間の記載が必要)、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳または介護保険被保険者証(要介護1~5)の写し及び介護スケジュール表(任意様式)	断書(保育ができない状態である旨及びその期間の 記載が必要です。) に記載された療養期間です。病 気・けが等が治癒せず、引き続き保育の利用を希望 する場合には、改めて診断書を提出していただき審 査します。
就学	在学証明書及びカリキュラム等の写し	学校等の卒業予定日又は修了予定日が属する 月の末日までのうち、市長が必要と認める期間(月64時間以上の就学が必要)
災害復旧	災害復旧状況がわかるものの提出をお 願いする場合があります。	災害復旧状況に応じて市長が必要と認める期 間
その他	上記に該当せず、保育を必要とする場合 は第1希望の施設等を所管する子育て 支援センターに確認してください。	状況に応じて市長が必要と認める期間

<きょうだい同時申請の場合>

- ・原本を提出する必要がある書類については、きょうだいの1人目に原本を添付し、2人目以降は写しの添付でもかまいません(写しに、「原本は〇〇(児童の氏名)の申請書に添付」と朱書きしてください)。
- ※原則、給付認定期間終了日をもって無償化の対象外となります。給付認定期間終了日以降、給付認定期間の延長を希望する場合は、再度、保育を必要とする事由を証明する書類を提出し、改めて給付認定を受ける必要があります。
- ※年1回「**家庭状況届出書(現況届)」**を提出していただき、引き続き保育を必要とする事由に該当していることを確認します。

※求職活動をされる方や就労内定の方の給付認定期間について

給付認定の期間は、利用開始日(または利用開始希望日)から90日を経過する日が属する月の末日までです。 就労を開始した場合、給付認定期間が終了する月の15日(必着)までに『就労証明書』を提出してください。 なお、給付認定期間が終了する月の15日までに『就労証明書』が提出されない場合は、原則、給付認定期間終 了日をもって無償化の対象外となります。(期間終了後に連続して再認定はできません。)

4 預かり保育について ※実施状況は園により異なります。利用方法や料金等は各園にご確認ください。

施設型給付幼稚園及び認定こども園では教育時間の前後で在園児を対象に預かり保育を実施している場合があります。『3 保育を必要とする事由』に該当する場合は、預かり保育の利用料が無償化(満3歳児は市区町村民税非課税世帯のみ)の対象となります。なお、本市では償還払い方式または代理受領方式で無償化を実施しております。

無償化金額	450 円×利用日数で算出した金額 ※実際の利用金額と比較して低い方がその月の無償化上限額となります。
	月極 12,000 円の料金で、月 20 日利用した場合
利用例	450 円×20 日で算出した金額(9,000円)と、実際の利用金額(12,000円)を比較し
131173	て低い方の金額が上限となるため、9,000円がその月の無償化上限額となります。(差
	額の 3,000 円は保護者様の実費負担となります。)

	園へ利用料のお支払い後に別途、市へ請求が必要です。園が発行する預かり保育利用料の領収書等
償還払い	を添付して、請求書を園経由で市へ提出します。具体的な請求方法等は別途園を通してご案内する
	ほか、市ホームページでもご確認できます。
代理受領	無償化対象分の預かり保育利用料は保護者に代わり園が市から給付を受けます。無償化対象外金額
	(実費負担額)が発生した場合は、園に利用料を支払ってください。

5 利用開始後の注意事項について

※申請情報に変更があった時は、下記の届出をご提出ください。

	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
保育を必要とする事由の変更	認定の取り消し
□ 求職活動の要件で認定を受けているが、就労を開 始する	
□ 妊娠・出産の要件で認定を受けているが、育児休 業を取得する	□ 退職等により保育を必要とする事由が消滅した
□ 育児休業の要件で認定を受けているが、復職した	□ 教育・保育給付支給認定の2号認定を取得した
※就労先を変更(転職)した場合も届出が必要です。	





事由発生後、速やかに

≪B-2≫子育てのための施設等利用給付認定変更申請書兼変更事項届出書 と 必要書類(就労証明書等) を園へご提出ください。

事由発生後、速やかに

≪B-3≫退所(転園)届兼子育てのための施設等利用給付認定事由消滅届 を園へご提出ください。

※兄姉が在園中の育児休業取得について

兄姉が在園中に、弟妹の出生に伴う育児休業を取得する場合、育児休業の取得を事由とした兄姉の施設等利用給付認定期間(2・3号)は、出生児童の1歳の誕生日が属する月の末日までです。なお、出生児童の1歳の誕生日の属する年度に育児休業修了に伴って、出生児童の保育所等の利用申込をした結果が利用不可となり、やむを得ず育児休業期間を延長した場合には、その年度の3月末日まで兄姉の認定期間の延長が認められます。引き続き翌年度4月入園の利用申込をした結果、利用不可となった場合は、育児休業の延長期間に応じて最長で出生児童の2歳の誕生日が属する月の末日まで認定期間の延長が認められます。

チェックリスト ※園に提出する書類

- 必須書類(児童1人につき1部提出が必要な書類) ※申請区分により記入が必要な欄が異なります。
 - □ 子育てのための施設等利用給付認定申請書(法第30条の4第1号・第2号・第3号)
 - ※ 両面記載してください。また、裏面の重要事項説明を必ずご確認のうえ、ご提出ください。
- 必須書類(児童1人につき、父母それぞれについて、1部提出が必要な書類)
 - □ 申請保護者および配偶者についての「保育を必要とする事由」が確認できる書類
 - ※保護者の状況により必要な書類が異なります。必要書類については P. 2 『 3 保育を必要とする事由、必要書類及び給付認定期間について』をご確認ください。
 - ※就労証明書や診断書等は、きょうだいの1人に原本を添付し、2人目以降は写しの添付でもかまいません。
- 必要に応じ提出が必要な書類

【令和8年4月1日~令和8年8月31日までに利用開始する場合】

確認欄	状況	提出書類
	離婚前提で別居している方 (離婚調停中および配偶者による生活費負担がない場合)	離婚前提であることが確認できる書類(例:調停期日通知書の写し)、生活状況の申立書
	令和6年1月~12月中に国外で収入のあった方 (「③3号」を申請する場合)	令和6年1月~12月の収入金額が確認できる 書類(日本語訳を添付)
	令和7年1月1日に相模原市に住民登録がなかった方(「③3号」を申請する場合)	令和7年度市区町村民税非課税証明書

【令和8年9月1日~令和9年3月31日までに利用開始する場合】

確認欄	状況	提出書類
	離婚前提で別居している方 (離婚調停中および配偶者による生活費負担がない場合)	離婚前提であることが確認できる書類(例:調停期日通知書の写し)、生活状況の申立書
	令和7年1月~12月中に国外で収入のあった方 (「③3号」を申請する場合)	令和7年1月~12月の収入金額が確認できる 書類(日本語訳を添付)
	令和8年1月1日に相模原市に住民登録がなかった方(「③3号」を申請する場合)	令和8年度市区町村民税非課税証明書

○幼稚園・認定こども園の無償化の給付についてのお問い合わせ

担	当	課	郵便	一番	号	住	所	電	話	番	号	担	当	内	容
保	育	課	〒 252−!	5277		相模原市中央区中央2-11-15 相模原市役所本館4階		042-	769-834	1		3以外の)事項(制度、	申請、	給付等)

○『3 保育を必要とする事由、必要書類及び給付認定期間について』(新2号、新3号認定)のお問い合わせ

担 当 課	郵 便 番 号	住	所	電	話	番	号	担	当	地	区
緑 子 育 て 支 援 セ ン タ ー	〒252-5177	相模原市緑区西橋本 5-3-21 緑区合同庁舎 3 階		042-7	75-8813			緑区 設)	(区内で下記	以外に所在	する施
(城山担当)	〒252-5192	相模原市緑区久保沢 1-3-1 城山総合事務所本館 1 階		042-7	'83-8060)		緑区	(城山地区に	所在する施詞	殳)
(津久井担当)	〒252-5172	相模原市緑区中野 613-2 津久井保健センター1階		042-7	/80-1420)		緑区	(津久井地区	に所在する旅	 色設)
(相模湖担当)	〒252-5162	相模原市緑区与瀬 896 相模湖総合事務所 2 階		042-6	84-3737	,		緑区	(相模湖地区	に所在する旅	 色設)
(藤野担当)	〒252-5152	相模原市緑区小渕 2000 藤野総合事務所 2 階		042-6	87-5515			緑区	(藤野地区に	所在する施詞	殳)
中 央 子 育 て 支 援 セ ン タ ー	〒252-5277	相模原市中央区富士見 6-1-1 ウェルネスさがみはら1階		042-7	/69-9267	,		中央[区に所在する	施設	
南子育て支援センター	= 252−0303	相模原市南区相模大野 6-22-1 南保健福祉センター 3階			/01-7723				こ所在する施		1-+>11

^{※(}例)緑区にお住まいの方が中央区内に所在する施設を利用している場合のお問い合わせ先は、中央子育て支援センターになります。相模原市民で市外の施設を利用している場合は、上記の表の「所在する」を「お住まいの方が利用する」と読み替えてお問い合わせ下さい。